

射水市 事業系一般廃棄物減量・資源化計画書 作成のてびき

～令和7年度 計画書作成用～

射 水 市

市民生活部 環境課 環境保全係

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

電 話：0766-51-6624

FAX：0766-51-6656

E-mail kankyou@city.imizu.lg.jp

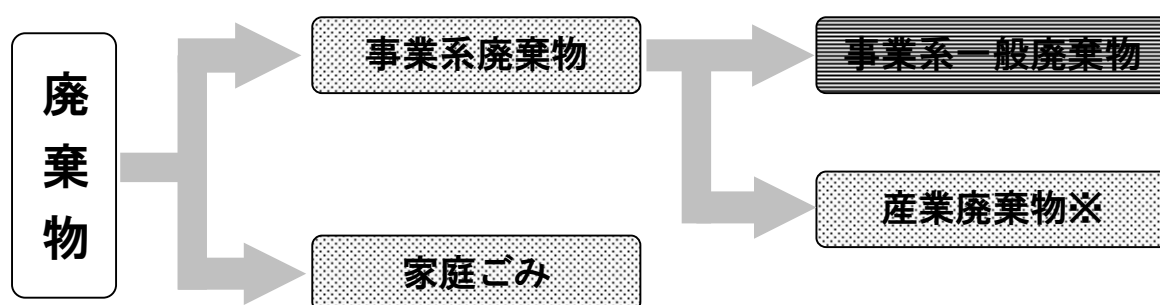
1 事業系一般廃棄物とは

廃棄物（ごみ）は大別すると、一般家庭から排出される家庭ごみと企業、商店、病院や福祉施設などの事業活動に伴って生じた事業系廃棄物に区分されます。

さらに事業系廃棄物は、法令により指定された産業廃棄物とそれ以外のもの（事業系一般廃棄物）に区分されます。

本計画書の対象となるのは、事業系一般廃棄物です。

事業系一般廃棄物は、例えば事業活動によって排出される書類、ダンボール、従業員が飲食することで排出される残飯や容器（弁当がらや空き缶）等です。



※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める20種類の産業廃棄物の分類

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃えがら	石炭がらや焼却炉の残灰など
	2 汚泥	建設汚泥など
	3 廃油	潤滑油やてんぷら油など（鉱物性・動植物性を問わず。）
	4 廃酸	酸性の廃液（有機性・無機性を問わず。）
	5 廃アルカリ	アルカリ性の廃液（有機性・無機性を問わず。）
	6 廃プラスチック類	
	7 ゴムくず	天然ゴムのくず
	8 金属くず	
	9 ガラスくず等	コンクリートくずや陶磁器くずを含む。
	10 鉱さい	溶鉱炉の炉かすなど
	11 がれき類	建築物や工作物の解体によって生じたコンクリート片など
	12 ダスト類	ばい煙や集じん発生装置から出たばいじんなど
業種が限定されるもの	13 紙くず	建設業、製紙業、印刷製本業などの特定の業種から出たものに限る。
	14 木くず	建設業、木材製造業などの特定の業種から出たものに限る。
	15 繊維くず	建設業、繊維工業から出たものに限る。
	16 動物性固形不要物	と畜場で解体した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥の不要物
	17 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業などのあらや原料かす
	18 家畜のふん尿	畜産業の家畜のふん尿
	19 家畜の死体	畜産業の家畜の死体
20	上記19種類のものを処分するために処理したもの。 （例えば、汚泥のコンクリート固形物など。）	

2 実績の計測方法について

減量化（資源化）計画を策定するに当たり、まずは事業所から排出される廃棄物の量を把握する必要があります。これは本計画書における「年度実績」に当たります。廃棄物の量が分からない場合は、次の方法を参考にしてください。

（１） 実際に計測する

種類別に一定期間（最低 1 週間）溜めて計量した後に、1 日の平均排出量を算出し、年間就業日数により年間排出量を求めます。これに季節変動（4 半期に割合が変動する場合）があれば、適宜調整してください。

（２） 目測で推計する

実測が困難な場合は、分別している品目ごとに平均的な重量を設定するか、次の重量換算表を目安に目測してください。

品目	重量	単位	摘要
OA用紙	0.05kg	10 枚	A4 普通紙
新聞	0.15kg	1 誌	広告を除く。
パンフレット類	0.09kg	1 冊	A4・20 ページ程度
ダンボール空き箱	0.7kg	1 枚	42×35×28 cm
コピー用紙の空き箱	0.3kg	1 枚	A4
雑誌類	0.5kg	1 冊	週刊誌類
伝票類	0.1kg	1 冊	20×10 cm・50 ページ
封筒、包装紙、紙箱等	3kg	1 袋	45 ㍻袋あたり
シュレッダー処理後の紙類	4kg	1 袋	45 ㍻袋あたり
厨芥類（含水率の高い生ごみ）	20kg	1 袋	45 ㍻袋あたり
空きびん類	17kg	1 袋	45 ㍻袋あたり
空き缶類	2kg	1 袋	45 ㍻袋あたり
プラスチック系包装類	0.5kg	1 袋	45 ㍻袋あたり
食品トレイ	0.005kg	1 枚	25×10 cm

（３） 収集運搬業者に問い合わせる

収集運搬業者との契約量から推計してください。

業者によっては、毎回の収集量を計測しているケースもあります。

また、事業所で廃棄物を分別していない場合は、（２）の重量換算表を参考に目測により割合を推計し、回収業者から確認した総排出量から、それぞれの種類ごとにあん分して排出量を推計してください。

3 減量化（資源化）計画について

事業所におけるごみの現状を把握したら、減量化（資源化）計画を設定します。

既に事業所内で減量化（資源化）に関する計画がある場合は、それに基づいて計画書に記入してください。

計画を策定していない事業所は、改善できる部分を検討し、減量化（資源化）の目標率を設定し、それに基づいて計画書に記入してください。

4 よくあるご質問について

Q1 市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに計画書を提出する必要があるか。

A1 事業所ごとに計画書を提出する必要はありません。各事業所の排出量を合算して提出してください。

Q2 ごみの量が少ないため、従業員が自宅に持ち帰って家庭ごみに出しているが、それでも計画書を提出する必要があるか。

A2 ごみの量が年間100kgに満たないものは、「0.0トン」と記入し、摘要欄に「ごみの量は家庭ごみ程度である。」と記入してください。

Q3 当事業所は射水市とA市の境界にあり、廃棄物はすべて隣接A市の収集運搬業者へ依頼し、A市の処理施設へ搬入している。その場合に計画書にはどのように記載すればよいか。

A3 A市の収集運搬業者へ回収させている重量で計画書を作成してください。その際には、摘要欄にA市の処理施設へ搬入している旨を記載してください。

Q4 当事業所の廃棄物は、すべて産業廃棄物として収集運搬業者に回収を依頼しているので計画書を提出しなくてもよいか。

A4 産業廃棄物管理票を交付していないものは対象です。対象の廃棄物がない場合でも、その旨摘要に記載し提出してください。

Q5 事業所内の自販機で販売されている飲料水の缶やびんは、販売業者が引き取っているが、この場合はどのように記載すればよいか。

A5 不燃系一般廃棄物の表の空き缶の処理区分コード欄に4を記入し、排出量が分かれば重量を記入してください。（量が分からないときは空欄にしてください。）